

令和6年度 第3回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和6年8月1日(木) 10時00分 ～ 15時10分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	今 崎 光 智 委 員
	神 保 和 之 委 員

労働者代表委員	大 原 敬 典 委 員
	宮 本 晴 充 委 員
	横 山 崇 委 員

使用者代表委員	藏 藤 共 存 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	宮 本 道 浩 委 員

事 務 局

労働基準部長	上 条 訓 之
賃 金 室 長	藤 村 哲 也
賃 金 指 導 官	古 谷 康 将
賃 金 指 導 官	吉 富 雄 治

4 議 題

(1) 金額審議について

(2) その他

## ○部会長代理

ただいまから、第3回山口県最低賃金専門部会を開催します。  
事務局から定足数について報告してください。

## ○賃金指導官

本日は、部会長の難波委員が欠席でございます。

部会長が欠席ですので、本日の進行は今崎部会長代理にお願いいたします。

なお、定足数は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている要件を満たしており、会議を開催し、議決することができますことをご報告申し上げます。

## ○部会長代理

それでは議題1の金額審議に入る前に、事務局から前回の審議経過について説明願います。

## ○労働基準部長

事務局から前回の審議経過についてご説明いたします。

前回の第2回山口県最低賃金審議審議会専門部会の審議において、労働者側から61円、使用者側からは37円とする金額の提示がありました。その後、公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員に分かれて個別審議を行いました。

個別審議の結果、労働者側、使用者側の意見の一致が見られず、それぞれの提示額の変更は見られませんでした。

## ○部会長代理

ありがとうございました。

それでは労働者側委員、使用者側委員から補足して説明をすべきことはありますか。

## ○横山委員

私のほうから、前回の専門部会で金額について主張を述べさせていただきました。

本日は、補足の説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元に配布しています資料をご覧ください。1枚目は山口県の転出入人口分析で山口県の転入者数は23,185人、転出者数は2,693人、転出超過数は3,718人です。年齢別の転出超過率は20歳から24歳が13.66%と最も高く、長崎県に次いで全国2位、次いで25歳から29歳が8.51%となっています。

そして山口県外へ転出した若者の総数は4,711人であり、その転出先は1位が福岡県、2位が広島県、3位東京都、4位大阪府となっています。山口県からの転出超過県は1位が福岡県、2位が東京都となっています。

次に、地賃の上位5都府県のうち、転出超過となっているのは愛知県のみとなっています。また、山口県最賃額928円より低い地域別最賃額である8県が山口県の転出超過率を下回っており、特に山口県の人材流出が高いとされており、図表1、図表2についても見ていただければと思っています。

今説明いたしました資料のとおり、山口県は近隣の福岡県、広島県に人材が流出しています。もちろん最低賃金の違いだけではないと思っていますが、このような現状が継続されないためにも目安以上の賃金引上げが重要であると認識しています。

次に、資料2枚目は広島県と福岡県との賃金の格差を示しています。この資料の平成19年度の賃金を見ていただきますと、山口県が657円、広島県が669円で山口より12円高く、福岡県が663円で山口県との差が6円でした。

令和5年度では山口県が928円、広島県が970円で山口県との差が42円となっており、平成19年度12円であった差がさらに30円拡大しています。

福岡県は令和5年度941円で、山口県との差が13円となっており、平成19年度で6円あった差がさらに7円拡大しています。

次に裏面です。

鳥取県、島根県との比較について、令和元年度では山口県が829円であったところ島根、鳥取県両県はともに790円で山口県との差が39円でした。令和5年度鳥取県は900円で山口県と28円の差で、令和元年度の39円の差が11円縮まっています。島根県は904円で山口県と24円の差で、令和元年度の39円の差が15円縮まっています。

山口県からの人材流出が多い広島県、福岡県とは約20年かけて賃金格差が広まっているため、少しでも早く格差を縮めてもらいたいと考えています。

加えて、同じ中国地方の島根県、鳥取県のように県外への人材流出を意識した目安以上の大幅な引き上げを継続している状況に鑑みれば、山口県においても目安以上の引き上げが重要であると考えています。

最後に資料の3枚目は生活保護と最低賃金との比較となっています。

表の左番号1は山口県最低賃金額での月額換算になります。山口県地域別最低賃金928円に毎月勤労統計調査月報による168.4時間を乗じて月額換算すると1月156,275円となります。2は最低賃金での可処分所得になります。1の月額換算の金額から社会保険料等が控除されますので、この金額から0.8を乗じた125,020円が最低賃金額で計算した1月の収入となります。次に3は生活保護の試算になります。生活保護の自動計算サイトというのものが、対象は1人世帯20歳から40歳の間ということで各市によって住宅扶助が異なります。生活保護を受けている方は社会保険料が免除されるので、すでに最低賃金の月額換算額から0.8がかけられた金額ということで山口市の場合であれば102,460円となり、最低賃金での可処分所得との金額と22,560円しか差がないという状況です。

次に3の下段ですが、同じく生活保護の試算で身体障害1・2級、精神障害1級に該当する方場合を見ていただくと127,400円になり、この金額だけを見ると最低賃金

の可処分所得の額よりも2,380円多いということになります。

生活保護制度とは生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。生活保護制度を利用される方々に様々な理由があることは理解しています。

しかしながら、先ほどご説明しましたとおり、最低賃金近傍で働く大勢の方々は通勤時間も含めて、決められた時間一生懸命業務を行っています。その労働の対価が本当に果たしてこの金額でよいのでしょうか。労働者の最低賃金は生活保護制度の金額と比較して、もっと優位であってもよいと思っています。

以上、労働者代表の補足説明といたします。

#### ○部会長代理

ありがとうございました。

3点について補足をいただきました。

使用者側委員はいかがでしょうか。

#### ○坂本委員

前回主張したことと現時点で変わりありません。

#### ○部会長代理

ありがとうございました。

それでは、これから議題1の金額審議に入ります。

最初に労働者側から個別審議に入りたいと思います。

事務局から本日の進行の説明をお願いいたします。

#### ○賃金指導官

それではご説明いたします。

まず公労会議から行うとのことですが、この後労働者側委員、使用者側委員の皆様を控室にご案内いたします。使用者側委員の方々はしばらく控室でお待ちください。

傍聴者の皆様をお願い申し上げます。個別協議の終了時間は未定となっており、本日中に結論が出ないことも考えられます。その点をあらかじめご了承ください。えで引き続き傍聴される方はこの場所で待機していただくようお願いいたします。

また、傍聴される皆様は公労使三者がそろっての議論が再開されるまでの間、退出することも可能ですので、事前に事務局に届け出ていただいた連絡先あてに再開目安時刻を事務局からご連絡いたします。事務局から再開目安時刻をご連絡したのち、10分以内にお戻りいただきますようお願いいたします。

なお、公労使三者がそろっての議論が再開されるまで退出される方は、受付時にお

渡しいたしましたネームプレートを机の上に置いていただいたうえで退出していただき、再入場された際には机上のネームプレートの着用をお願いいたします。

以上です。

#### ○労働基準部長

それではこれから個別協議に入りますので、事務局から労働者側委員、使用者側委員の皆様を控室にご案内いたします。

### 【個別協議】

#### ○部会長代理

それでは、ただいまから全体会議を始めます。

個別審議において、労使双方の考えを伺いました。

何度か協議を行い、労使双方の努力により金額について若干の歩み寄りをいただいておりますけれども、まだ、お考え、金額に差があるというところです。

そこで現状における双方から感想をお聞かせいただければと思います。

では、労働者側からお願いいたします。

#### ○横山委員

個別協議を行って、61円からスタートして労側としても昨年島根県の目安プラス7円を考慮しての57円、さらには今年度の山口県の春闘の5.6パーセントかける地賃とうことで52円までなんとか歩み寄ったところがございます。まだまだ、乖離があるといったところですが、春闘の山口県の平均の結果、これだけの52円の数字が出るということとはなかなかないことで、この度こう言った結果を反映していただきたい、さらには、中央においても今回、加重平均1,004円かける平均の5.067の春闘の金額が51円程度になるということで、何とか春闘の平均値に並ぶ地賃の引き上げをしてもらいたいという想いは今も変わっておりません。引き続き、月曜日に開催される際に議論をしていきたいと思っております。

#### ○部会長代理

ありがとうございました。

では、使用者側お願いいたします。

#### ○坂本委員

使用者側としましては、あくまでも最低賃金法で定める原則にそって三要素を踏まえた金額が必要であろうということで、最終的には中小企業における春闘の賃上げ率3.94パーセント、これは物価上昇率をも超えている数字ということで37円の増、965

円を提示させていただきました。その後、労働者側の委員から61円という数字が提示されまして、大きな開きがあるということで、さらに妥当と考える数字から、それに近寄せることはできるかということも思いまして、もう一つの要素といたしまして、中央最低賃金審議会からの目安額が50円である、これらを含めてあらためて検討するとしたということで、その中で私共あくまでも、本来、法が定める県内における状況から踏まえれば37円プラスということが妥当とは考えておりますが、一方で、数字が目安額50円に対して低いということは確かで、全国的な中で地域間の問題等々も踏まえれば、目安額に近づけていくことも必要かということで、それが労働者側委員の提案された数字に近づいていくようにも思っており、現時点では最終的にと申し上げてもいいのですが、目安額50円が一つの根拠としてあるのかなと考えたところであります。

ただ、それ以上の引き上げは三要素を含めたもの、あるいはそれがすでに物価の上昇率を超えているようなもの等々を踏まえると、さらには、中小企業に非常に厳しい状況を踏まえると目安額以上の数値をいうことには理解しがたいと考えており、現時点はその数字しかない、目安額50円があくまでも限度だろうと考えておるところでございます。

以上です。

#### ○部会長代理

ありがとうございます。

それでは次回の専門部会で決着を図りたいと考えていますので、本日の審議の状況の内容を踏まえて、さらなる歩み寄りができるかどうか、労使双方にお願いいたします。

公益委員としては全会一致を望んでおりますが、どうしてもまとまらないという場合については公益委員見解をお示しして、専門部会としての審議の結果をまとめたいと思います。引き続きお願いいたします。

それでは、次の議題2のその他に移ります。

ほかに、何かございますか。

(意見なし)

#### ○部会長代理

事務局から何かありますか。

#### ○賃金指導官

次回の日程についてご説明いたします。

次回の専門部会は8月5日月曜日、午前10時からこちらの会場で開催いたします。よろしくお願いいたします。

## ○労働基準部長

補足がございます。

第4回専門部会については8月5日午前10時からとご説明させていただいたところですが、同日13時から本審があります。専門部会が若干延びるという可能性もありますが、その場合の時間につきましては別途お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

## ○部会長代理

ありがとうございます。それでは、これもちまして第3回山口県最低賃金専門部会の審議を終了いたします。

次回においては、必ず決着をつけたいと思いますので、よろしくお願いいたします。皆様、お疲れ様でした。